

中国特許権の地理的効力範囲

—中国最高裁の判決を中心に考察

胡 春豊*、林 軍***



要 約

中国特許の方法クレームにおけるステップが中国本土ではないところで実施された場合、当該実施行為は当該中国特許を侵害したか否かの判断基準について中国最高裁の判決を中心に考察し、中国での権利活用する際の留意点を提示する。

目次

- はじめに
- 法制度
 - 中国特許法
 - 最高人民法院の特許権侵害紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈
 - 「民事訴訟法」の適用に関する解釈
 - 中国最高裁による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定
- 問題点の提起
- 中国最高裁の（2020）最高法知民終 746 号判決
 - 事実関係
 - 原告と被告の主張
 - 一審裁判所の判断
 - 中国最高裁判所の判決（二審）
- 問題点の考察
- まとめ

1. はじめに

近年、サイバー技術の発展により、国境を跨いで実施行為⁽¹⁾を行うことが可能になり、また、サイバー技術を活用する AI 関連発明の中国出願が増加傾向⁽²⁾であるので、関連中国特許の権利保護⁽³⁾が検討されている。

本稿では、中国の法制度を確認した上で、国境を跨いで実施する方法クレームのステップを含む中国発明特許 ZL201210003858.4（以下、858 特許という。）に関する特許侵害紛争を中心に、中国最高裁が判示した新たな判断基準を確認し、関連問題点を考察する。

2. 法制度

858 特許に関する特許侵害紛争では、主に以下の法律条文と司法解釈の規定に関わっている。

2. 1 中国特許法

第 11 条の第 1 項

発明特許権及び実用新案特許権が付与された後、本法に別段に定めがある場合を除き、いかなる機関、組織又は

* 中国弁理士

*** 中国弁理士・中国弁護士

個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならない。すなわち、生産経営の目的でその特許製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入し、又はその特許方法を使用し、その特許方法により直接得られた製品を使用、販売の申出、販売、輸入してはならない。

2. 2 最高人民法院（以下、中国最高裁という。）の特許権侵害紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈（以下、法釈 21 号という）

第 7 条 人民法院（以下、裁判所という。）は、提訴された技術案が特許権の保護範囲に入るかどうかを判断する時、特許権者が主張するクレームに記載される全ての技術的特徴を審理しなければならない。

被疑権利侵害技術案（以下、イ号という。）に、クレームに記載の全ての技術的特徴と同一又は均等の特徴が含まれる場合、裁判所はイ号が特許の保護範囲に入ると認定しなければならない。

イ号の技術的特徴とクレームに記載の全ての技術的特徴とを比較した際、クレームに記載の一項以上の技術的特徴が欠ける場合、又は一項以上の技術的特徴が同一でなく均等でもない場合、裁判所はイ号が特許権の保護範囲に入らないと判断しなければならない。

2. 3 「民事訴訟法」の適用に関する解釈⁽⁴⁾ (2022 年 4 月 10 日施行)

第 24 条 民事訴訟法第 29 条が規定する権利侵害の行為地には、権利侵害行為の実施地及び権利侵害結果の発生地が含まれる。

2. 4 中国最高裁による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定（以下、法釈〔2020〕12 号という。）⁽⁵⁾

第 3 条 特許方法で製造された製品が新製品ではない場合、特許権侵害紛争の原告は以下の事実を挙証により証明しなければならない。

- (一) 被告が製造した製品と特許方法で製造された製品とが同一製品に該当すること
- (二) 被告が製造した製品は特許方法により製造された可能性が高いこと
- (三) 被告が特許方法を使用したことを証明するため、原告が合理的な努力を尽くしたこと

原告が前項の挙証を完了した後、裁判所は被告に対して、当該製品の製造方法が特許方法と異なることを挙証により証明するように求めることができる。

3. 問題点の提起

上記中国特許法の第 11 条において、「特許方法を使用」という特許の実施行為を定めているが、ネット技術の進化に伴い、例えば、ある方法特許クレームにおける A と B ステップのそれぞれが異なる国または法域⁽⁶⁾で実施された場合もあり得るので、上記法律の条文を適用する際、以下のような問題点がある。

問題点①実施行為の判断

例えば、上記方法特許クレームにおける A ステップが A 国で実施され、B ステップが B 国で実施された場合、A 国において当該方法特許クレームにおける B ステップが実施されていないにも関わらず、A 国の特許法における実施行為に該当するか。

問題点②立証責任

例えば、上記方法特許クレームにおける A ステップが A 国で実施され、B ステップが B 国で実施された場合、仮に A 国で当該方法特許の侵害訴訟を提起した場合、B ステップが B 国で実施されたので、B ステップの実施に関する証拠を収集するのは困難である。この場合、特許権者に対してどの程度の立証責任を課すべきであるか。

上記提起した問題点①と②について、中国最高裁の（2020）最高法知民終 746 号判決（以下、746 号判決という。）を通じて考察する。

4. 中国最高裁の（2020）最高法知民終 746 号判決

4. 1 事実関係

帝盟社（以下、一審原告という。）は発明特許 ZL201210003858.4（以下、858 特許という。）を有する。746 号判決において、主な争点に関する 858 特許（日本語の翻訳文）の請求項 1、2 と 8、明細書の段落は以下の通りである。

（1） 858 特許の請求項 1、2 と 8

1. 国際物流情報を追跡する方法であって、その特徴として前記方法は以下のステップを含み、

ステップ 1：追跡番号から差出国の識別子と荷物タイプの識別子とを取得し、

ステップ 2：前記差出国の識別子と前記荷物タイプの識別子とに基づき、規則のデータベースから第 1 物流情報のクエリ方式を取得し、

ステップ 3：前記第 1 物流情報のクエリ方式から差出国の物流情報を収集し、

ステップ 4：前記差出国の物流情報から送り先国の識別子を取得し、

ステップ 5：前記送り先国の識別子および前記荷物タイプの識別子に基づき、前記規則のデータベースから第 2 物流情報のクエリ方式を取得し、

ステップ 6：前記第 2 物流情報のクエリ方式から送り先国の物流情報を収集し、

ステップ 7：前記差出国の物流情報と前記送り先国の物流情報とを整理して出力または表示する。

2. 前記ステップ 1 の前において、前記追跡番号に対して規則分析を行い、前記規則分析が前記追跡番号のタイプ及び有効性に対して判断することを含み、前記タイプの判断が国際郵便番号と第 3 国際物流会社の番号の判断を含み、

前記追跡番号は第 3 国際物流会社の番号である場合、第 3 国際物流会社の番号における物流の識別子を取得し、且つ前記物流の識別子に基づき、前記規則のデータベースから、第 3 物流情報のクエリ方式を取得し、且つ前記第 3 物流情報のクエリ方式から差出国の物流情報と前記送り先国の物流情報を収集する、

請求項 1 記載の方法。

8.（請求項 8 において、上記方法請求項 1 と 2 に対応する部分の抜粋）

国際物流情報を追跡するシステムであって、その特徴として、追跡番号の取得ユニット、規則分析ユニット、物流情報の取得ユニット、送り先国の識別子の取得ユニット、整理ユニットと規則のデータベースを含み、

前記追跡番号の取得ユニットはユーザが入力した追跡番号を取得し、

前記規則分析ユニットは前記追跡番号に対して判断し、

前記追跡番号は国際郵便番号である場合、前記追跡番号における荷物タイプの識別子と差出国の識別子を取得し、前記追跡番号は第 3 国際物流の番号である場合、第 3 国際物流の識別子を取得し、且つ前記荷物タイプの識別子、差出国の識別子または第 3 国際物流の識別子を前記追跡番号の取得ユニットに送付し、

前記物流情報の取得ユニットはクエリの子ユニットと収集の子ユニットを含み、

前記クエリの子ユニットは、前記規則分析ユニットから転送する荷物タイプの識別子、差出国の識別子または第 3 国際物流の識別子を受信し、且つ前記規則のデータベースから、国際郵便のクエリ方式または第 3 国際物流のクエリ方式を取得し、

…略…

（2） 858 特許明細書の抜粋

【0040】 ユーザが入力した物流の追跡番号の規則を分析

【0041】 追跡番号の有効性を識別し、追跡番号が無効である場合、その結果を直接ユーザに通知すると同時に、追跡番号のタイプを判断し、国際郵便の追跡番号であるか或いは第 3 国際物流の追跡番号であるかを識別する。国際郵便の追跡番号は、それぞれ CP123456789CN、RR123456789CN、EE123456789CN のように、大型郵便、小型郵便と EMS を含む。これに対して、第 3 国際物流の追跡番号において、DHL、FEDEX、UPS、TNT などのような

国際物流の追跡番号があり、これらの追跡番号はそれぞれ独自の規則を有する。

【0044】（抜粋）

規則のデータベースはこれらの規則を集約し、国の識別子のフィールド、荷物タイプのフィールド、物流タイプのフィールド、クエリ方式のフィールドを集約する。特別な第3国際物流の追跡番号に対して、物流タイプのフィールドとクエリ方式のフィールドとの組み合わせ方式で規則のデータベースに記録される。

4. 2 原告と被告の主張

(1) 原告（帝盟社）の主張

帝盟社は主に以下のように主張し、東方船社が858特許を侵害したとして1審裁判所に特許侵害訴訟を提起した。東方船社は、「trackingmore.com」というオンラインプラットフォームを通じて顧客に物流情報の追跡管理サービスを提供し、当該物流情報の追跡管理サービスは858特許と同様の方法を採用した。

当該物流情報の追跡管理サービスを管理するシステムは東方船社の自社バックグラウンドサーバーに保存されているので、帝盟社から当該システムに対して特許侵害の証拠を収集できないが、当該物流情報の追跡管理サービスの方法について、公証の手続きを経て、以下のように証拠収集を行った。

なお、被告のウェブサイトにおいて各々の追跡番号に対応するクエリの実行プロセスの全体、データ及び対応する物流会社の公式ウェブサイト上の関連データを以下のように記録した。

1) (2018)粵広海珠公証書の第3723号（以下、公証書第3723号という）において、次のように記載されている。2018年1月16日、原告が依頼した王廷氏は、公証人の監督の下に、公証役場のコンピュータで被告のウェブサイト「www.trackingmore.com」にアクセスし、ランダムで選出した中国郵便のEMS追跡番号EA180115665CNを入力ボックスに入力し、自動的に認識された以下の結果は表示された。

a. 公証書第3723号の29ページの右側において、CountryCode:「CN」が表示された。

(「CN」は国の識別子である。) また、parcelType:「EMS」が表示された。(「EMS」は荷物タイプの識別子である。) さらに、expressType:「globalpost」が表示された。(「globalpost」は国際郵便である。)

b. 公証書第3723号の30ページ右側において、「トラック番号:EA180115665CN」が表示されたので、当該物流の追跡番号を取得していることを示した。

2) (2018)粵広海珠公証書第3724号（以下、公証書第3724号という）において、次のように記載されている。2018年1月22日、原告が依頼した王廷氏は、公証人の監督の下に、公証役場のコンピュータで被告のウェブサイト「www.trackingmore.com」にアクセスし、ランダムで選出した中国郵便の小型郵便の追跡番号RR6123634337を被告のウェブサイトの入力ボックスに入力し、認識された以下の結果は表示された。

公証書第3724号の31ページの右側において、countryCode:「CN」が表示された。

また、parcelType:「RegisteredParcel (小型パッケージ/大型パッケージ)」が表示された。

3) (2018年)粵広海珠公証書第3725号（以下、公証書第3725号という）の公証書において、次のように記載された。2018年1月22日、原告が依頼した王廷氏は、公証人の監督の下に、公証役場のコンピュータで被告のウェブサイト「www.trackingmore.com」にアクセスし、ランダムで選出した第3国際物流会社であるUPSの追跡番号1ZE8W0076735661044を入力した。

a. 公証書No.3725の27ページ右側において、タイプ判定によってexpressType:「express」が表示された。(「express」は第3国際物流会社である。)

b. 公証書No.3725の37~42ページにおいて、第3国際物流会社の追跡番号に対応する追跡番号であるcompanyCode:「ups」が表示された。対応するクエリ方式はweblinkである:「http://www.ups.com」。

c. 公証書No.3725の39ページ左側と56~57ページとを読み合わせて、中国（原産国）からイスラエル（目的地国）に荷物を送ることが表示された。

4) (2018)粵広海珠公証書第3726号（以下、公証書第3726号という）の公証書には、次のように記載された。2018年1月22日、原告が依頼した王廷氏は、公証人の監督の下に、公証役場のコンピュータで被告のウェブ

サイト「www.trackingmore.com」にアクセスし、ランダムで選出した追跡番号 EA185823246CN (P26～30)、RK848596249CN (P31～35)、RB943465479HK (P36～40)、RB389478234SG (P41～45)、LK958540176AU (P46～50)、1ZX295600313468214 (P51～55)、YT1616090001211194 (P56～61) を入力し、入力された各々の追跡番号に対して自動的に認識された以下の結果は表示された。

a. イ号において、上記入力された追跡番号に対して、クエリをクリックする前に、それぞれの追跡番号に対応する以下の物流会社が識別された。

中国 EMS、中国郵便、香港郵便、シンガポール郵便 (小型パッケージ)、オーストラリア EMS、UPS、Yuntu Logistics という物流会社が表示された。

また、イ号において、香港郵便に関する“parcelType”：“registered、parcel、EMS”が表示された。

これについて、帝盟社は当該香港郵便に関する“parcelType”の表示は、香港郵便システムでは、小型パッケージ、大型パッケージと EMS が香港郵便会社に一括管理された原因であると主張し、イ号において、香港郵便に関する“parcelType”が識別されていないとは言えないと主張した。

b. 公証書 No.3726 の 77～81 ページにおいて、UPS 国際速達配送の追跡番号に関する規則が存在することを証明した。

c. 公証書 No.3726 の 82～84 ページにおいて、Yuntu Logistics 社の追跡番号に関する規則が存在することを証明した。

上記の記載により、イ号は追跡番号に対して有効性及びタイプに対して判断し、国際郵便番号または第 3 国際物流会社であることを区別したことを証明したので、858 特許の請求項 2 の権利範囲に含まれたこと原告 (帝盟社) が主張した。

5) (2018) 粵広海珠公証書第 3727 号 (以下、公証書第 3727 号という) の公証書において、次のように記載された。2018 年 1 月 22 日、原告が依頼した王廷氏は、公証人の監督の下に、公証役場のコンピュータで被告のウェブサイト「www.trackingmore.com」にアクセスし、入力ボックスにランダムで選出した無効な追跡番号 423464275538578647864786489687464786864 を入力し、クエリをクリックしてから以下の結果は表示された。システムから、「追跡番号を認識できない物流会社である。正しい物流会社を教えてください。」と表示されたので、規則分析が追跡番号の有効性に対する判断を含むは示した。

6) 公証書第 3727 号において、ユーザが物流会社を手動で選択する過程を検証するために、追跡番号 RX362594130DE、8448522445、RRD010643600390727、1037F612625401000936 という被告のウェブサイトで識別できないものを入力し、その識別と判断のプロセスは以下の通りである。

a. 公証書 No.3727 のページ 37 と 39 において、追跡番号「RX362594130DE」を入力すると、クエリをクリックしなくても、システムは自動的に「DHL e-commerce、German DHL、Deutsche Post、その他のエクスプレス」という複数の可能な物流会社が表示された。

b. 公証書 No.3727 のページ 39 と 45 において、上記表示された複数の可能な物流会社における「German DHL」を選択してクエリした場合、関連物流情報を収集できない。

他方、公証書 No.3727 のページ 45 において、上記表示された複数の可能な物流会社における「DHL e-commerce」を選択してクエリした場合、関連物流情報を収集できた。

上記収集した証拠に基づき、帝盟社は東方船社のオンラインプラットフォームにおいて、表示されている物流情報の追跡管理方法と 858 特許とは、同じ方法を実施していると結論付けることができるし、且つそのバックグラウンドサーバーにおいて 858 特許と同じ方法または均等な方法が搭載されていることと推定できるので、帝盟社は一審裁判所に対して東方船社が 858 特許を侵害していると主張した。

(2) 被告 (東方船社) の反論

イ号は、858 特許の請求項 1、2、および 8 の技術的特徴のすべてをカバーしておらず、当該特許の請求項 1、2、および 8 に対して侵害をしたものではない。さらに、イ号は公知技術を使用しているため、当該特許を侵害してい

ないと東方船社は主張し、特に帝盟社が収集した証拠について、主に以下のように反論した。

1) 858 特許の請求項 1 について

a. 858 特許の請求項 1 のステップ 1

公証書第 3723 号の記録によれば、イ号は自動的に差出国の識別子と荷物タイプの識別子とを識別できるが、「追跡番号から」取得したかどうかについて確認できていないという理由で、東方船社は 858 特許の請求項 1 のステップ 1 を実施していないと反論した。

また、公証書第 3726 号の記録によれば、イ号において、差出国の識別子を取得した。しかし、香港郵便に関する荷物タイプの識別子である“parcelType”：“registered、parcel、EMS”が表示されたので、香港郵便に関する“parcelType”が識別されていないと東方船社は主張した。

b. 858 特許の請求項 1 のステップ 2

イ号において、858 特許の請求項 1 のステップ 2 における「規則のデータベース」という構成要件を有しないという理由で、東方船社は 858 特許の請求項 1 のステップ 2 を実施していないと以下のように反論した。

イ号において“規則データベース”というものがあるが、858 特許の請求項 1 のステップ 2 における「規則のデータベース」という構成要件と異なるものである。具体的に、イ号において、追跡番号を取得した後、当該物流の追跡番号から送り出し国を識別し、送り出し国を識別した後に、物流業者を探し、即ち物流業者の情報ウェブサイト（「第 1 物流情報のクエリ方式」）から関連する物流情報を取得する方法である。

c. 858 特許の請求項 1 のステップ 3

イ号において、入力された追跡番号の物流業者の情報ウェブサイトから関連する物流情報を取得する方法であると東方船社は認めた。

d. 858 特許の請求項 1 のステップ 4

東方船社は、イ号において、送り先国の識別子を取得することができるが、原告である帝盟社がイ号において差出国の物流情報から送り先国の識別子を取得したことを証明していない。

e. 858 特許の請求項 1 のステップ 5

東方船社は、イ号において、送り先国の識別子を識別だけであり、送り先国の識別子および荷物タイプの識別子に基づき、規則のデータベースから第 2 物流情報のクエリ方式を取得したことをしていないと主張した。

イ号において、第 2 物流情報のクエリ方式の取得方法は第 1 物流情報のクエリ方式の取得方法と類似であると東方船社が主張した。即ち、イ号において、入力された追跡番号を用いて、可能な送り先国の物流業者の情報ウェブサイトに入力し、検出できるまで逐一に試す方法であると東方船社は主張した。

また、公証書第 3723 号と第 3724 号において、イ号において、荷物タイプの識別子に関する表示があったということについて、東方船社は以下のように主張した。これら荷物タイプの識別子に関する表示はデータとして列挙されたものだけであり、対応する方法のステップにおいて、当該荷物タイプの識別子を利用したことはない。

f. 858 特許の請求項 1 のステップ 6

イ号において、送り先国の物流業者の情報ウェブサイトから物流情報を取得するので、イ号におけるウェブサイトの表示と送り先国の物流業者の情報ウェブサイトの表示と一致すると東方船社は認めた。

g. 858 特許の請求項 1 のステップ 7

イ号において、858 特許の請求項 1 のステップ 7 と同じ表示ステップを有すると東方船社は認めた。

上記のように、858 特許の請求項 1 におけるステップ 1、2、4 と 5 はイ号におけるステップとは、違うことと東方船社は主張した。

2) 858 特許の請求項 2 について

関連公証書において、イ号のプラットフォームが追跡番号のタイプ及び有効性に対して判断することを確認できないと東方船社が反論した。

また、「express」と「globalpost」とのそれぞれは、第 3 国際物流会社と国際郵便 expressType と対応していることについて、東方船社が認めた。

しかし、公証書第 3723 号に記載されたように、追跡番号に対して分析済であるので、分析された追跡番号によってフィードバックされた「expressType」は、分析された複数の情報における一つである。その故、請求項 1 におけるステップ 1 の前において、当該追跡番号に対して規則分析を行ったか否かを確認できないと東方船社が反論した。

4. 3 一審裁判所の判断

一 (2018) 粵 03 民初 1684 号

上記原告（帝盟社）の主張と被告（東方船社）の反論について、一審裁判所は以下のように判示した。

(1) 858 特許の請求項 1 について

1) 争点となった相違点 1 について

858 特許の請求項 1 のステップ 1 について、イ号において追跡番号から荷物タイプの識別子を取得できるか否かを相違点 1 として一審裁判所が以下のように判断した。

a. 公証書において、国内外のさまざまな郵便追跡番号をイ号に入力してテストする際に、異なる“parcelType”タイプが表示された。

また、特別なルールを有する香港郵便に関する“parcelType”の表示問題があっても、他の郵便会社や第 3 国際物流会社の異なる荷物タイプを識別可能であることを否定できない。

さらに、原告から、香港郵便について、“parcelType”の表示問題に関する説明は合理的なものである。

b. イ号のウェブサイトに入力した追跡番号を入力した後、送り出し国の物流情報が表示される前に、バックグラウンドにおいて、荷物タイプが識別され、表示された。

これに対して、被告がイ号において、荷物タイプの識別が追跡番号から取得したものではないと反論したが、裁判所は当該荷物タイプの識別データがどのように取得したかについて、被告が説明していないと判断した。

c. 被告がイ号に関するウェブサイトを経営する者であるので、イ号における仕組みを把握しているはずである。従って、被告はイ号における仕組みに関する証拠を提出できない場合、裁判中において不利な結果を受けべきであると裁判所が判断したので、イ号において、荷物タイプの識別が追跡番号から取得したものではないという被告の反論について、裁判所は受け入れられない。

2) 争点となった相違点 2 について

まず、公証書によれば、イ号において、送り先国の物流情報をクエリ及び表示する前に、差出国（Origin country data）という物流情報において、送り先国の識別子（destination country）が表示された。

裁判所での対比手続きにおいて、被告はイ号のステップ 4 において、送り先国の識別子を取得したことを認めた。差出国の物流情報から当該送り先国の識別子を取得したものではないと反論したが、裁判所は当該送り先国の識別子がどのように取得したかについて、被告が説明できていないと判断した。

従って、当該裁判所は、イ号において、差出国の物流情報から送り先国の識別子を取得していると判断する。

3) 争点となった相違点 3 について

イ号において、差出国の識別子を取得してから、当該差出国におけるさまざまな物流会社のウェブサイトに対して、追跡番号を用いて、万遍でクエリを送信し、データを読み取ることができるか否かを試し、若し、データを取得できた場合、当該データに関する情報を返送する。これは、イ号において、第 1 物流情報のクエリ方式であると被告が主張した。

また、イ号において、送り先国の識別子を取得してから、当該送り先国におけるさまざまな物流会社のウェブサイトに対して、追跡番号を用いて、万遍でクエリを送信し、データを読み取ることができるか否かを試し、若し、データを取得できた場合、当該データに関する情報を返送する。これは、イ号において、第 2 物流情報のクエリ方式であると被告が主張した。

しかし、被告は上記イ号におけるクエリ方式を証明できる証拠を提出していないし、また、上記被告の主張は公

証書に記載されたイ号におけるクエリのステップと方式とは明らかに異なるものである。

例えば、公証書第 3727 号において、追跡番号「RX362594130DE」を入力すると、クエリする前に、システムは自動的に「DHL e-commerce、German DHL、Deutsche Post、その他のエクスプレス」という複数の可能な物流会社が表示された。

当該公証書に照らして、若し、被告が主張したように、イ号において万遍でクエリを送信する場合、返送される情報において、上記のような複数の可能な物流会社が表示されたことは不可能である。つまり、被告が主張したようなクエリ方式では、イ号において具体的に確定された物流会社しか表示されないはずである。

また、公証書 No.3727 の記載では、イ号において、「German DHL」を選択してクエリした場合、関連物流情報を収集できないが、「DHL e-commerce」を選択してクエリした場合、関連物流情報を収集できたので、イ号におけるクエリ方式は万遍でクエリする方式ではないことを表れている。つまり、万遍でクエリする方式では、唯一な正確な情報しか返送できないのである。

さらに、審理手続きにおいて、「各々物流会社の追跡番号には各々独自のルールがあり、物流の追跡番号が何を表しているかということは常識である」と被告が述べたので、追跡番号の規則を通じて唯一な物流情報をクエリできることについて被告は認めたものである。

当裁判所は、有料で商用運営されている越境物流クエリサイトとしては、被告が主張した万遍でクエリする方式は明らかに不合理であるので、イ号において、そのように実施されている可能性は低いと判断した。

関連法律と司法解釈に基づき、当裁判所はイ号が 858 特許の請求項 1 の権利範囲に属するものであると判断する。

(2) 858 特許の請求項 2 について

「前記ステップ 1 の前において、前記追跡番号に対して規則分析を行い、前記規則分析が前記追跡番号のタイプ及び有効性に対して判断することを含み、前記タイプの判断が国際郵便番号と第 3 国際物流会社の番号の判断を含み」という限定事項について

858 特許明細書の【0041】において、「追跡番号の有効性を識別し、追跡番号が無効である場合、その結果を直接ユーザに通知」という記載がある。

また、公証書の記載によれば、イ号に対して無効な追跡番号を入力した場合、システムから「追跡番号を認識できない物流会社である」と表示されたので、これは追跡番号の有効性に対して判断したことである。

さらに、異なる追跡番号を入力された際、イ号において、「express」と「globalpost」とのそれぞれは、第 3 国際物流会社と国際郵便に関する expressType を識別できる。且つ、差出国の識別子と荷物タイプの識別子に関する表示の前に行われた

イ号において、858 特許の請求項 2 における「前記ステップ 1 の前において、」という判断を行ったことを反映されたものである。

(3) 858 特許の請求項 8 について

858 特許の請求項 8 は、請求項 1 と 2 に対応する装置請求項である。イ号が請求項 1 と 2 の権利範囲に入っているので、請求項 1 と 2 における方法を実施するために、対応する機能モジュールを用いることが必要である。その故、イ号は請求項 8 における全ての構成要件を備えたため、請求項 8 の権利範囲に入っている。

4. 4 中国最高裁判所の判決（二審）

一 (2020) 最高法知民終 746 号判決

(1) 東方船社の主張

一審被告である東方船社は一審判決に対して不服として、二審裁判所である中国最高裁判所に控訴し、以下のよう主張した。

1) イ号は 858 特許の請求項 1 の権利範囲に属さないものであり、一審裁判所の判断は間違っている。

具体的には、858 特許の請求項 1 とイ号との相違点について、東方船社は一審で主張したこと（本稿の 4.2.2.1 節）に加え、二審で以下のことを追加して主張した。

a. 858 特許の請求項 1 のステップ 2 との相違点

イ号においては、差出国の識別子に基づき、当該差出国に対応可能なすべての物流会社の情報を取得し、若し、取得した物流会社の数が二つを超えた場合、ユーザが選択できるようにすべての物流会社をリストする。

それ以外の場合は、重み付けた優先順位に従って万遍でクエリする。クエリの結果として取得した物流会社を表示する。

上記イ号における構成と 858 特許の請求項 1 のステップ 2 における「差出国の識別子と荷物タイプの識別子とに基づき、規則のデータベースから第 1 物流情報のクエリ方式を取得し」という限定事項とは同じではないし、且つ均等でもない。

b. 858 特許の請求項 1 のステップ 5 との相違点

イ号においては、追跡番号の送り先国に関する情報を取得してから、当該送り先国において唯一なクエリ方式を有する場合、直接的にフィードバックする。

そうではない場合、当該送り先国に対応する最も可能性が高い 2 つ物流会社に対して、物流会社の重み付けた優先順位でクエリする結果を取得するように試す。もし、クエリする結果を取得した場合、取得した情報をフィードバックする。

上記イ号における構成と 858 特許の請求項 1 のステップ 5 における「送り先国の識別子および前記荷物タイプの識別子に基づき、前記規則のデータベースから第 2 物流情報のクエリ方式を取得し」という構成要件とは、同じではないし、且つ均等でもない。

2) イ号は 858 特許の請求項 2 と請求項 8 の権利範囲に属さないものであり、一審裁判所の判断は間違っている。

3) イ号において使用されているサーバーが中国本土外および中国香港に設置されているため、被疑侵害行為は中国本土外および中国香港で発生しており、中国 858 特許権の地理的効力範囲に含まれないので、イ号は当該特許権の侵害にならない。

(2) 帝盟社の主張

一審原告である帝盟社は二審で以下のことを主張した。

1) 一審裁判所の判断が正しい。

2) イ号において使用されているサーバーが中国本土内または外に設置されることにより、858 特許の侵害に影響しない。

(3) 中国最高裁判所の判決

二審で双方の主張に対して、中国最高裁は以下のように判断した。

1) イ号は 858 特許の請求項 1 の権利範囲に属するか否かについて

858 特許がネット環境におけるコンピュータプログラムに関する方法およびシステムであるので、イ号の侵害があるか否かを証明するために、イ号のコンピュータプログラムのソースコードに基づき、挙証を行うことが必要であると当裁判所は判断する。

しかし、特許権者は、イ号の侵害があるか否かを証明するために、関連証拠を収集できる方法は限られている。つまり、特許権者はイ号に関するウェブサイトのバックグラウンドサーバーに直接的にアクセスし、そこに保存されているコンピュータプログラムのソースコードを収集し、挙証するのは困難である。従って、技術的な現状から切り離されるまで、特許権者に過度な立証責任を課すことはできない。

これに対して被疑侵害者は、自ら使用しているイ号において、コンピュータプログラムの具体的な処理ステップや技術的な詳細情報を把握している。つまり、被疑侵害者は技術的な事実としてイ号と 858 特許との間に相違点が

あるか否かなどについて、特許権者より、挙証のコストと利便性の観点から明らかに優位である。

このように特許権者は、合理的な努力を通じて一応の証拠を収集し、既知の事実及び当該分野での通常の常識と経験に照らし合わせ、当該一応の証拠に基づき、イ号における技術的な構成と係争特許における構成要件とが一致している可能性は高いと証明できれば、特許権者にさらなる証拠の提出を求めるべきではない。その代わりに、被疑侵害者に反対の証拠を提出することを求めることは必要である。

これに対して、被疑侵害者は、特許権者が主張した事実を認めないだけであって、特許権者の主張を覆すために十分な証拠を提出していなかった場合、相応の不利な判断結果を負うべきである。当該証拠規則に基づき、当裁判所は東方船社が主張しているイ号と 858 特許との相違点について、以下のように判断する。

a. 東方船社が一審で主張した 858 特許とイ号との主な相違点について

東方船社は、イ号が物流の追跡番号から荷物タイプの識別子を取得していないことを証明したい場合、十分な反証を提出する必要がある。

しかし、本事件の一審と二審において、東方船社はイ号が物流の追跡番号から荷物タイプの識別子を取得していないままで、差出国の識別子に基づき、当該差出国に対応可能なすべての物流会社を取得し、重み付けた優先順位に従って万遍でクエリすると主張しているだけであり、終始において、十分な証拠を提出していなかったため、相応の不利な判断結果を負うべきである。

従って、一審裁判所が証拠規則に基づき、イ号において、858 特許の請求項 1 のステップ 1 の技術的な構成を含むと判断したのは、不当ではないので、中国最高裁は一審の当該判断を維持する。

b. 東方船社が二審で追加主張した 858 特許とイ号との相違点について

本稿の第 4.4 節第 (1) 項第 1) 目の a と b. における東方船社の主張について、中国最高裁は以下のように判示した。

イ号において、万遍でクエリする及びクエリの結果として取得した物流会社を、重み付けた優先順位に従って表示するという東方船社の主張は、理論上の可能性があるとして、その上、当該分野での通常の常識と経験に照らし合わせ、わざわざそんな複雑な処理を行うのは、当該分野の常識ではないと中国最高裁は判示した。

なお、東方船社は、当該主張について十分な証拠を提出すべきであり、そうしないと相応の不利な判断結果を負うべきである。しかし、本事件の一審と二審において、終始において、858 特許の請求項 1 のステップ 2 - 7 に関する一審判決を覆すために十分な証拠を提出していなかったため、中国最高裁は一審の当該判決を維持する。

c. 858 特許の請求項 2 と請求項 8 について

本稿の第 4.4 節第 (1) 項第 2) 目における東方船社の主張について、上記 858 特許の請求項 1 と同じまたは類似する理由に基づき、イ号が請求項 2 と請求項 8 の権利範囲に入っていないという東方船社の主張は成立しないと中国最高裁は判示した。

2) イ号において使用されているサーバーの場所

本稿の第 4.4 節第 (1) 項第 3) 目における東方船社の主張について、中国最高裁は以下のように判示した。

a. まず、サーバーの設置場所は、権利侵害行為の判断に関する一つの要件であるが、唯一の要件ではない。権利侵害の行為地には、権利侵害行為の実施地及び権利侵害結果の発生地が含まれる。

中国の法律で保護されている特許権について、当該特許権を侵害する実質的な部分または侵害結果の一部が中国領域内で発生した場合、権利侵害の行為地は中国領域内であるとして判断できる。

従って、権利侵害行為を判断する際、複数の要件において、サーバーの設置場所は、権利侵害行為を判断する際の要件の一つである。

b. サーバーの設置場所のみを基準として、特許の権利侵害行為であるか否かを判断するのは、以下のように一定の弊害があることを指摘しなければならない。

インターネットを通じて、世界中にアクセスすることが可能であるので、インターネットを通じてデータの転送と交換は国際的な属性を有するものである。

インターネットに関するコンピュータプログラムの方法とシステムの特許について、当該特許に関わるデータの

保存地、つまり、イ号である Web サイトに関するサーバーの設置場所のみを用いて、権利侵害行為を判断するのは、当該分野の特許権の保護範囲を著しく制限することになる。

その結果として、当該分野の特許を実質的に実施した特許の侵害者が特許侵害の責任を回避することが非常に容易になり、最終的には法的な保護の失敗につながる可能性がある。

従って、東方船社の主張は合理的なものではなく、サーバーの設置場所を権利侵害行為の実施地として唯一の要件または中心的な要件ではないと判断すべきである。

c. 東方船社の営業所の所在地について

東方船社は中国本土の企業であり、訴訟の証拠によれば、その所在地が広東省深セン市にあることを示している。このことから、イ号のウェブサイトを経営する営業所は中国本土にあると推測できる。その故、イ号のウェブサイトの運営主体も中国本土にあると判断できる。

東方船社は海外においてイ号のウェブサイトを経営するチームがあると主張したが、関連する証拠を提出していないので、当該主張は成立しないものである。

d. 端末のユーザの所在地について

訴訟の証拠によれば、イ号のウェブサイトへアクセスする端末のユーザの多くは中国本土のユーザである。彼らがイ号のウェブサイトへアクセスする場所は中国本土であるため、イ号を実施する被疑侵害行為のトリガーポイントとなった。

e. データの転送と交換の実施地

イ号のウェブサイトにおけるデータの転送と交換の実施地について、イ号のウェブサイトにおいて提供する物流情報の照会サービスは、国際物流を対象とするため、当該物流情報においてかなりの部分は中国国内の物流会社からのものである。イ号の実施中において、全部または一部の物流情報に関連するデータの転送と交換が中国本土で行われていると推察できる。

上記のことによれば、イ号のウェブサイトは中国本土との地理的な接点が複数あるので、イ号の実施地、つまり被疑侵害行為が実施される場所は、中国本土であるため、東方船社の被疑侵害行為は特許法第 11 条の第 1 項における使用行為に該当すると判断すべきである。

5. 問題点の考察

本稿の第 3 章で提起した問題点①と②について、上記 746 号判決に照らして、以下のように考察する。

5. 1 問題点①実施行為の判断について

まず、「民事訴訟法」の適用に関する解釈の第 24 条について、中国最高裁は以下の判断基準を判示した。

「中国の法律で保護されている特許権について、当該特許権を侵害する実質的な部分または侵害結果の一部が中国領域内で発生した場合、権利侵害の行為地は中国領域内であるとして判断できる。」(本稿の第 4.4 節第 (3) 項第 2) 目の a. の第 2 段落)

その上、746 号判決において、イ号におけるサーバーの設置場所が中国本土でなくとも、東方船社の営業所の所在地、端末のユーザの所在地及びデータの転送と交換の実施地から、イ号を実施する際、中国本土との関係性を確認した上、858 特許を使用する行為に該当する特許侵害であると中国最高裁は判示したので、本事件において 746 号判決における「中国領域」という文言は中国本土に相当するものと考えられる。

5. 2 問題点②立証責任について

証拠に関する法釈 [2020] 12 号の第 3 条の第 1 項の (三) について、中国最高裁は以下の判断基準を判示した。

「特許権者は、合理的な努力を通じて一応の証拠を収集し、既知の事実及び当該分野での通常の常識と経験に照らし合わせ、当該一応の証拠に基づき、イ号における技術的な構成と係争特許における構成要件とが一致している可能性は高いと証明できれば、特許権者にさらなる証拠の提出を求めるべきではない。その代わりに、被疑侵害者

に反対の証拠を提出することを求めることは必要である。」(本稿の第4.4節第(3)項第1)目の第4段落)

その上、746号判決において、858特許の特許権者が中国本土でない所で設置されたイ号のサーバーに対して、858特許侵害の証拠を提出していないにもかかわらず、東方船社が主張した「万遍でクエリする及びクエリの結果として取得した物流会社を、重み付けた優先順位に従って表示する」という858特許と異なるイ号の実施方式について、東方船社が十分な証拠を提出していないと判断した上、特許侵害であると中国最高裁は判示した。

6. まとめ

中国最高裁は746号判決を通じて、国境を跨いで実施する特許の実施行為と特許侵害の立証責任に関する新たな判断基準を判示したので、中国での権利活用する際、以下のことを留意し、検討すべきである。

他社が自社の中国特許の方法クレームにおけるステップを中国本土ではないところで実施されたと判明した場合、当該実施行為は自社の中国特許を侵害したか否かについて、本稿の第4.4節第(3)項第2)目に中国最高裁が判示した基準に照らして検討すべきである。

また、他社のサーバーに対して、自社特許侵害の証拠を収集しにくい場合、本稿の第4.4節第(3)項第1)目に中国最高裁が判示した基準に照らして検討すべきである。

以上

(注)

- (1) 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 「令和4年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業プログラム関連発明における国境を跨いで構成される実施行為及び複数主体により構成される実施行為に対する適切な権利保護の在り方について」(要約版) 令和5年3月
- (2) 特許庁 審査第四部 審査調査室「AI関連発明の出願状況調査結果概要」2022年10月
- (3) 分部悠介、共捷、周婷「AI関連技術及びAI生成物の知財保護に関する中国での最新トピック」パテント 2021 Vol.74 No.9
- (4) 亀卦川 健一 「中国民事訴訟法制紹介」(旧司法解釈) ICD NEWS 第38号(2009.3)
- (5) 日本貿易振興機構「最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定」
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/interpret.html>

(原稿受領 2023.12.1)